

松本市の中小企業の成長を支援 / 女性の働きやすい 職場環境整備補助金

補助対象経費
の2/3

最大
100万円

人材確保に
向けて



女性に選ばれる職場環境づくりに向けて
積極的に取り組む市内中小企業者を支援します。

対象事業者

※次に掲げる要件をすべて満たす方

- ①松本市内に本社または事業所を有する
中小企業者または小規模企業者であること。
- ②松本市内で1年以上の事業を営む企業で、
雇用期間に定めのない正社員を雇用していること。
- ③他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ④性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと。
- ⑤暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる
活動を行うものではないこと。
- ⑥市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納し
ていないこと。

補助対象事業

※省エネに配慮した整備を推奨

- ①女性専用施設（トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、授乳室等）の新設または改修等の整備やそれに
付属する備品の購入
- ②前項に掲げるもののほか、女性の働きやすい職場環境整備に資する施設整備

申請方法

※予算に到達した時点で受付を終了します。

申請を希望される方は、事前に下記の問い合わせ先にご相談のうえ、事業実施前日まで
に申請書および必要書類を提出してください。

申請に必要な書類

- ①松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金交付申請書
- ②松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金事業計画書
- ③松本市女性の働きやすい職場環境整備補助金収支予算書
- ④補助対象経費の内訳がわかる見積書等の写し
- ⑤工事前または備品設置前の現況写真
- ⑥法人登記に係る現在事項全部証明書またはこれに代わるもの
- ⑦市税の滞納がないことの証明書
- ⑧その他市長が必要と認める書類



お申し込み お問い合わせ

松本市産業振興部 商工課労働・雇用担当 松本市中央4丁目7番26号（松本市勤労者福祉センター内）
TEL：0263-35-6294 FAX：0263-35-6295 Email：rosei@city.matsumoto.lg.jp

